

特定相談支援・障がい児相談支援 七相談支援事業所重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第 5 条の規定並びに「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第 5 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用希望者等に対して説明するものです。

1. 事業者名称概要

名 称	株式会社アルムの家
法 人 所 在 地	岐阜県土岐市土岐口中町 4 丁目 9 6
電 話 番 号	0572-44-7083
代 表 者 氏 名	代表取締役 加藤扶美代
設 立 年 月	平成 26 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	特定相談支援事業・障害児相談支援事業 平成 29 年 8 月 1 日 受託 指定特定計画相談支援 2131800332 指定障害児相談支援 2171800127
事業所の名称	七相談支援事業所
事業所の所在地	岐阜県土岐市土岐口中町 4 丁目 9 6
連 絡 先	0572-44-7083
管 理 者 氏 名	林 久徳
事業所が行なっている他のサービス	就労継続支援 A 型事業 就労継続支援 B 型事業 就労移行支援事業 生活介護 短期入所 共同生活援助 放課後等デイサービス (アルムの家、アトリしろ、アルムおおつの) 日中一時支援事業

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	指定計画相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。
運営方針	1 利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

	<p>2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。</p> <p>3 市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。</p> <p>4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」並びに「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業等の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、特定相談支援・障がい児相談支援を実施するものとする。</p>
--	---

4. 通常の事業の実施地域

多治見市、土岐市、瑞浪市、御嵩町及び可児市の全域とする。

・通常の事業の実施地域以外で、指定計画相談支援サービスの提供を受ける場合、公共交通機関等を利用した時は、その実費を徴収し、事業者の自動車を使用した時は、事業所から片道 20k m 以上の場合、500 円徴収するものとする。

5. 営業時間とサービス提供時間

営業日及び 営業時間	月曜日から金曜日まで。ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。 午前 9 時～午後 6 時とする。
サービス提供日 及び サービス提供時間	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。 午前 9 時～午後 6 時とする。

6. 職員の体制

職種	業務内容
管 理 者	<p>常勤 1 名</p> <p>管理者は、職員の管理、指定計画相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p>

相談支援専門員	<p>常勤1名（兼務）</p> <p>相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う。</p> <p>(ア) アセスメントを実施すること。</p> <p>(イ) サービス等利用計画書を作成すること。</p> <p>(ウ) サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。</p> <p>(エ) モニタリングを実施すること。</p> <p>(オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> <p>(カ) 利用者等からの依頼により、利用者及び障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。</p> <p>(キ) その他必要な相談及び援助。</p>
---------	--

7. 設備の概要（実際に設置されている設備の種類を記載すること）

設備の種類	室数	備 考
相 談 室	1室	相談支援を行う。
事 務 室	1室	職員の事務室
更 衣 室	1室	簡単な調理、準備
作 業 室	3室	就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労移行支援
和 室	1室	日中一時支援
食 堂	1室	利用者様の休憩場所
ト イ レ	1室	洋式トイレ（ウォシュレット）
洗 面 台	1台	シャワー付洗面台
シャワー室	1室	温水シャワー

8. サービスの内容

(1) サービス等利用計画・障がい児支援利用計画の作成

事業者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画・サービス等利用計画（以下、「利用計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとします。

- ① 相談支援専門員は利用計画の作成に当たっては、利用者及びその保護者（以下、「利用者等」という。）の希望を踏まえて作成いたします。
- ② 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- ③ 相談支援専門員は、利用計画の作成の開始にあたっては、地域における障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等に提供し、利用者等にサービスの選択を求めるものとします。
- ④ 相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して利用者等及び家族の置かれている状況、利用者等が希望する生活、解決すべき課題等を把握（「アセスメント」という。）します。
- ⑤ 相談支援専門員は、利用者等の同意を得て、利用計画案を利用者に交付します。

- ⑥ 相談支援専門員は、支給決定後、各事業者と連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議等により利用計画案の内容の説明及び意見を求めるものとします。
- ⑦ 前項により意見を求めた利用計画案について、利用者等に説明し、文書により同意を得て、利用計画を利用者等に交付します。

(2) サービス等利用計画・障がい児支援利用計画作成の変更

利用者等が利用計画の変更を希望した場合、または事業者がアセスメントやモニタリングの結果を踏まえ、利用計画の変更が必要と判断した場合は、合意に基づき利用計画を変更します。

9. サービス利用料金

指定障害児相談支援事業に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者等の自己負担はありません。

10. サービス利用料金のお支払方法

サービス利用料金は1か月ごとに計算し、翌月末日までに請求書をお送りしますので、下記の方法でお支払いをお願いいたします。

当事業所へ直接現金でのお支払い（請求翌月20日までにお支払い願います。）

11. 利用者の記録や情報の管理、開示について

(1) 本事業所では、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、相談支援事業を提供した日から5年間です。

(2) 本事業所従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の情報を、漏らすことはありません。

12. 利用計画の利用に関する留意事項

(1) 事業提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、あらかじめ利用者等に説明するとともに、利用者等に対して利用上の不利益が生じないよう十分配慮します。

(2) 利用者等から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員について、お気づきの点やご要望がありましたら、苦情・相談窓口にご遠慮なくご相談ください。

13. 秘密の保持

職員は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

14. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	林 久徳
	苦情解決責任者	林 久徳

	受付日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。 受付時間 午後9時から午後6時 電話番号 0572-44-7083 FAX番号 0572-44-7084
第三者委員	株式会社アルムの家 代表取締役 加藤 扶美代 電話番号 0572-44-7083

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

土岐市役所 福祉課	所在地 〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101 番地 受付日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。 受付時間 午前8時30分から午後5時15分 電話番号 0572-54-1111
多治見市役所 福祉課	所在地 〒507-8787 多治見市音羽町1丁目7番地の1 多治見市役所駅北庁舎 受付日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。 受付時間 午前8時30分から午後5時15分 電話番号 0572-22-1111
瑞浪市役所 障がい福祉課	所在地 〒509-6100 瑞浪市上平町1丁目1番地 受付日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。 受付時間 午前8時30分から午後5時15分 電話番号 0572-68-2111, 0572-68-2113 (直通)

1.5. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 三井住友海上保険
- (2) 損害保険の種類 火災、自動車
- (3) 損害保険の内容
 - ① 死亡保険金
 - ② 後遺症保険金

1.6. 個人情報に関する同意

利用者及び保護者は、七相談支援事業所を利用するにあたり、次の(1)に定める個人情報の利用及び提供について、(2)の条件を付して同意します。

(1) 個人情報

一、私の置かれている環境や家族の状況などの個人情報を、必要な範囲でサービス調整会議等の

場などにおいて、関係機関に提供すること。

- 一、市町村が調査した内容を、七相談支援事業所に提供すること。
- 一、その他、相談支援の実施に必要な個人情報。

(2) 条件

- 一、個人情報の提供は必要最低限とし、相談支援に関わる目的以外には利用及び提供しないこと。正当な理由がない限り、業務上知りえた個人情報を漏らさないこと。
- 一、相談支援従事者は、現在勤務している事業所等を退職したあとも、在職中知りえた個人情報を漏らさないこと。
- 一、相談支援従事者は、相談支援シート等に記載されたサービス利用者の個人情報を、安全に保管すること。

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとし、虐待防止に関する責任者1名を任命する。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

受付窓口	窓口担当者	林 久徳
	虐待防止責任者	林 久徳
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
	受付時間	午後9時から午後6時
	電話番号	0572-44-7083 FAX番号 0572-44-7084

令和 年 月 日

特定相談支援・障がい児相談支援のサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名称：七相談支援事業所
管理者名：林 久徳
説明者名：林 久徳

私は、本書面に基づいて事業者から特定相談支援・障がい児相談支援のサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所

利用者氏名

保護者氏名

